

令和 8 年度 会津若松地方広域市町村圏整備組合

会計年度任用職員（ごみ処理手数料取扱員）

募集要項

<令和 8 年 4 月 1 日付け採用>

会計年度任用職員は、一会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の範囲内を任期として任用される非常勤職員です。

勤務成績が良好な場合に限り、令和 9 年 4 月 1 日以降において、再度任用する場合があります。ただし、この場合の再度の任用は 4 回が限度となります。また、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職そのものが廃止になるときは再度の任用はありません。

以下の募集内容をご確認の上、ご応募ください。

●申込受付期間

令和 8 年 2 月 2 4 日（火）～ 令和 8 年 3 月 6 日（金）

●面接試験日

令和 8 年 3 月 1 1 月（水）1 0 : 0 0 ～

お問い合わせ

会津若松地方広域市町村圏整備組合
事務局総務課総務係（会津若松消防署 3 階）
〒965-0037 会津若松市中央三丁目 1 0 番 1 2 号
TEL 0242 (24) 6311 <https://www.aizu.kouiki.jp/>

1 募集職種・勤務時間等

勤務場所	環境センター (〒965-0858 会津若松市神指町大字南四合字オノ神 494 番地 3)
主な職務内容	・ごみ処理手数料の収納に関すること。 ・ごみ搬入確認作業に関すること。 ・そのほか、取扱員の設置の目的の達成のために必要な業務。
採用予定人数	1 名
勤務日	月曜日から金曜日までの週 5 日 ※祝祭日、年末年始は休日となります。
勤務時間	8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0 ※1 日あたり 7 時間勤務 (休憩時間 正午 ~ 1 3 : 0 0)
任期	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

2 応募資格

以下の(1)~(3)の全ての要件を満たす方とします。

※年齢に関する条件はありません。

(1) 次のいずれかに該当する方

- ① 日本国籍を有する方
- ② 出入国管理及び難民認定法別表第 2 に掲げる在留資格をもって在留する方
- ③ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 次のいずれにも該当しない方

- ① 拘禁刑 (令和 7 年 5 月 31 日以前は禁錮) 以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ② 会津若松地方広域市町村圏整備組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない方
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

(3) 以下の受験資格にいずれも該当する方

- ① 普通自動車運転免許を有する方
- ② パソコンでワード・エクセル等のソフトにより文書、資料等を作成できる方

3 申込方法

「受験申込書」及び「作文課題」に必要事項を記入し、令和8年2月24日（火）～ 令和8年3月6日（金）までの期間に事務局総務課に提出してください。郵送の場合も3月6日（金）必着とします。

（事務局総務課：〒965-0037 会津若松市中央三丁目10番12号）

※「受験申込書」及び「作文課題」はこの要項の最後にあります。

4 選考方法・面接試験日・面接会場・結果の連絡

書類（受験申込書）、作文試験及び面接試験により選考します。

面接試験日時	面接会場	結果の連絡
令和8年3月11日 (水) 10:00～	環境センター3階 ※会津若松市神指町大字南 四合字才ノ神494番地3	面接後7日以内に、受験者 全員に合否を連絡します。

5 待遇等

(1) 給与等

① 報酬 時間給 1,686円

※人事院勧告等により改定が行われる場合があります。

② 通勤に係る費用弁償、時間外勤務に係る報酬、期末手当及び勤勉手当が、それぞれ支給条件に応じて支給されます。

③ 任期中の昇給はありません。

(2) 休暇等

① 有給休暇：年次有給休暇（任用期間に応じて付与）、忌引休暇、夏季休暇 等

② 無給休暇：子育て・家族看護休暇、介護休暇、病気休暇（一部有給）等

(3) 服務・福利厚生等

① 地方公務員法の適用

信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。営利企業等への従事（兼業）については、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の観点から、制限する場合があります。

② 社会保険等

条件に応じて、健康保険、厚生年金、雇用保険の適用があります。

③ 災害補償

労働者災害補償保険制度の適用があります。

④ その他

人事評価により勤務成績を評価します。評価結果は再度選考時の能力実証の参考資料としても活用します。

(4) 再度の任用について

勤務成績が良好な場合に限り、再度任用する場合がありますが、任期が自動的に更新されることはありません。また、再度の任用は4回が限度となります。

6 その他

会計年度任用職員として採用されても、当組合職員（任期の定めのない職員）採用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

資 格	
志望理由	
自己 P R	